

郡山市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会実施要綱

平成 17 年 11 月 24 日

[保健福祉部保健所食肉衛生検査所]

(目的)

第 1 条 と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項第 3 号（法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者及び作業衛生責任者の養成講習会（以下「講習会」という。）の実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

(講習会の科目及び時間)

第 2 条 と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号。以下「省令」という。）第 6 条第 1 号（省令第 8 条の規定により読み替えて準用される場合を含む。）の規定による講習会の科目及び時間は、次のとおりとする。

科 目	時 間
公衆衛生概論	4 時間
と畜関係法令	4 時間
家畜解剖・生理学	2 時間
家畜内科・病理学	6 時間
食肉衛生学	6 時間
関連法令	2 時間

(講習会の講師)

第 3 条 講師は、省令第 6 条第 2 号に該当する者で、保健所長が食肉衛生検査所の職員から指名するものが行うものとする。

(講習会の開催日程及び開催場所)

第 4 条 講習会の開催日程及び開催場所は、講習会を受講しようとする者（以下「受講者」という。）の状況を勘案しながら別に定める。

2 前項の開催日程は、3 日間以上でなければならない。

(受講資格)

第 5 条 講習会は、省令第 6 条第 3 号に規定する者に該当するものでなければ受講することができない。

(講習会の受講申込み)

第 6 条 講習会を受講しようとする者は、衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会受講申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、保健所長に申込みをしなければならない。

(1) 卒業証明書等省令第 6 条第 3 号に規定する者に該当することを証する書類（同号に規定すると畜場の衛生管理の業務に従事した者に関する書類を除く。）

(2) 作業従事証明書（第 2 号様式）

(課程修了の認定)

第 7 条 省令第 6 条第 4 号（省令第 8 条の規定により読み替えて準用される場合を含む。）により、受講者が講習科目を十分に理解し、関係業務の実施に必要な知識を習得していることを確認するため、試験その他の方法により課程修了の認定を行うこととする。

(修了証書の交付)

第 8 条 保健所長は、前条の規定により認定をしたときは、当該受講者に対し、修了証書（第 3 号様式）を交付する。

(台帳への記載)

第9条 保健所長は、講習会を修了した者に係る事項を衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会修了者台帳（第4号様式）に記載し、これを保存しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会受講申込書

年 月 日

郡山市保健所長

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

郡山市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会実施要綱に基づき、衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会の受講を申し込みます。

# 作業従事証明書

従事者（申込者）の氏名

従事者（申込者）の生年月日

と畜場の衛生管理業務  
上記の者は、下記のとおり に従事したことを証明します。  
獣畜のとさつ又は解体業務

## 記

1 勤務と畜場名	
2 勤務と畜場所在地	
3 作業従事業務の内容 (該当のするところに○をつけること)	(1) と畜場の衛生管理業務に3年以上従事 (2) 獣畜のとさつ又は解体業務に3年以上従事
4 上記のと畜場で3の作業に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間

年 月 日

証明者の氏名 (印)

証明者の住所

証明者の電話番号

第3号様式（第8条関係）

第

号

# 修了証書

生年月日 年 月 日 様

と畜場法第7条第5項第3号及び第10条第2項の規定に基づいて開催された、郡山市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会の全課程を修了したことを証します。

年 月 日

郡山市保健所長 印

